

熊坂てつ 一般質問

*テ - プ起こし原稿です

9番（熊坂徹君）通告にしたがい一般質問を行います。

この間、私はずっと**入札制度の問題**を取り上げ、制度改善のためさまざまな提案をしてきました。町もこれに応えてくれて、制度の改善に積極的に取り組み、去年の10月には県下でも画期的といえる低入札価格調査制度が実現しました。

ところが期待に反しこれまでの運用状況みてみますと、ほとんどの工事が調査の対象となっており、しかも調査価格の下限である予定価格の3分の2を下回って失格する業者が後を立ちません。これでは調査制度といっても、結果的に最低制限価格を85%から66.7%に下げたのと同じであり、名前は調査制度であって中身は今までの最低制限価格制と何ら変わりがありません。

そこでこの際、**1. 予定価格の3分の2という調査価格の下限はなくしたらどうか。**

2. 低入札価格調査制度の対象を1,000万円以上の工事に限定したらどうかと考えますが、町長の見解を伺います。

2点目は、**幣山下平線**です。

町長、きのうはご機嫌であったせいか、大変景気が良い話をされ、21世紀へ向けての夢と希望語られました。といっても、中身は相変わらずの公共事業のオンパレードで、庁舎周辺核づくり事業が突然、役場城下町としての地域整備になってしまい、保健福祉施設の整備が福祉村、教育文化施設が文化の村になってしまいました。いつの間にか、お休みしているはずの博物館までが夢の中に登場し、果ては、これから私が取り上げる幣山下平線は、なんと町民期待の夢の路線と呼ばれてしまいました。夢の路線（ドリームライン）だそうであります。

それにしても、町長のご覧になる夢というのはなんと箱ものばかり出てくるのでしょうか。つい先日、町長は、平成12年度の施政方針を熱い思いで語られました。そこでなんと言われたか。「これまでのような成長拡大に支えられた成長型社会から質的な充実を目指す成熟社会、モノの豊かさから心の豊かさへの時代へと変わりつつある」と、そう確信をもって言われました。ですから、てっきりものの豊かさではなくて、心の豊かさを語られるのかと思っておりましたら、あにはからんや、ハコ、ハコ、ハコのハコづくめ。心の豊かさじゃなくて、やっぱりものの豊かさだった。というわけで、これから質問する幣山下平線もそういった夢見る瞳で見つめられているとなると、うまく話がかみ合うかどうか心配ではありますが、最善を尽くしていきたいと思えます。

夢と希望はさて置き、現実にかえって話をしますと、幣山下平線には莫大なお金がかかります。概算ですが、40億円を超えるといわれています。40億円といえますと、小さな自治体では年間の予算に匹敵します。しかも、町道ですから、国県の補助金はほとんどありません。全部みなさんの税金であります。単純に計算しても、町民1人当たり10万円、5人家族で50万円もの税金がかかるわけです。いくら便利になるといっても、自分の財布の中から10万円を出して、はい、これで道路をつくってください

という人が果たして何人いらっしゃるのでしょうか。どうしても緊急に必要な道路ならともかく、確かに愛川聖苑へ行くには便利になるでしょうけれども、そのために使われるのは町民みなさんの貴重な税金です。これからの少子高齢社会を前にして、そんな巨額の財政投資をしてまで、今急いでつくる必要があるのかどうか、大勢の人が疑問に思っていますし、この間も地元の有力者の方がそういった話をされていました。

さて、この辺で本題に入りますが、12月議会では私の質問に対してははっきりご答弁いただけなかった点が多々ありました。というより、ほとんど答弁になっていないということが改めて議事録を読み返してみてもわかりました。そこで、再度お尋ねいたします。

1、自然生態系の調査をどこに依頼するのか。 県の自然保護担当部局にお願いすると言われましたが、まだ具体的な対応・整理ができていないということでした。その後の状況・経緯について。

2、自然生態系調査の目的は何か、再度うかがいます。 新聞紙上等に出ました内容を含めた調査というだけでは何のための調査かさっぱりわかりません。調査の目的について、具体的に分かりやすく説明をお願いいたします。

3、町が行う分布調査の目的、狙いは何か。 町独自にオグラヒラタゴミムシの分布調査を行うということですが、何のために行われるのか。主なレッドデータ種だけでも19種に上るといわれています。なぜ他の生物の分布調査は行わないのか。

4、環境審議会への諮問について。 町長は、先の12月議会で「環境審議会の中でこの問題をご審議いただきたい」と、そうはっきり答弁されています。この答弁を聞けば、だれでも当然町長が審議会に諮問されると理解します。この点について、再度確認の意味でお尋ねしたところ、町長ご自身はお答えにならず、かわりに環境経済部長が「必要があれば諮問していきたい」と答えています。しかし、これでは終始一貫しない矛盾した答弁だと言わざるを得ません。なぜ町長ご自身がお答えにならなかったのでしょうか。当然問題の重要性に鑑みその必要性を十分認識したうえで、町長は環境審議会でこの問題を審議していただきたい、そうお答えになったのだと私は確信をしておりますが、再度この点について。

5・専門家の意見について。 自然環境の問題については、「専門家の意見を聞いて取り組んでいきたい」と、以前山田助役が答弁されていますが、生態系の調査や道路線形、道路構造について、これまでどのような相談をされてきたのか伺います。

さて3点目、**最後は障害者基本計画**についてです。

平成5年障害者基本法が制定され、それを受けて国は平成7年障害者プランを作りました。また、市町村も障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならないとされ、すでに計画策定のための指針も示されているところであります。

にもかかわらず、町村レベルではいまだ手つかずといったところが大半で、4月より介護保険制度がスタートすることもあって、いまや高齢者福祉にみんなの関心が集まっているのとは対照的に、障害者の問題は影に隠れてしまって、あたかも忘れられてしまったかのような感すらいたします。いくら介護保険が大事だといっても、障害者のことが放っておかれてよいはずがありません。しかも、問題は山積です。そのうえ、いろいろな事情から障害者の声は届きにくいと言われていています。大きな声だけでなく、小さな声、声なき声をも聴き取れる議会、行政であってほしいと願うのは私ひとりだけではないと思います。

さて、これからの状況を考えていますとを国レベルでは社会福祉の基礎構造改革が着々と進められ、関係法令の改正などが行われれば、高齢者福祉と同じように、また、障害者福祉についても身近な自治体である市町村が責任をもって行うこととなります。また、ちょうど県の障害者福祉長期行動計画も平成15年で終了となり、県も新しい計画を作る必要があります。それに合わせて、本町でも計画策定の準備を進めればタイミング的にはぴったりです。まさに今が準備に取り掛かるチャンスです。町長の見解を伺います。

議長（田淵国夫君）町長、相馬晴義君。

町長（相馬晴義君）ご答弁申し上げます。まず、**入札制度**であります。

町では入札制度の改善につきまして、国の諮問機関である中央建設業審議会の建議を受けまして、建設市場の環境変化なども視野に入れながら改善を加えてまいりました。入札制度そのものについては、昨今の天下国家の大きな話題にもなっておりますことをごさいます、これは熊坂議員のお話しの中で執行したわけではございません。議会全体の皆様のご意見や部内の研究状況を、さらには近隣市町村、各般の面の勘案の中で執行しておるわけをごさいます、あくまでも町の意味でこうした制度を執行しております。熊坂議員のお説に従ったということではありません。

大型工事を対象に制限付き一般競争入札制度や意向尊重型指名競争入札制度の導入をはじめ、ダンプ防止のための最低制限価格制度の導入、平成10年には契約検査業務の一元化とチェック機能の強化を図るための管財契約課の新設、さらには現場説明会の廃止、工事完成保証人制度にかえまして、新たな履行保証制度の導入など、各般の制度改善に努力してまいりました。

また、昨年10月1日から導入しました低入札価格調査制度の運用状況につきましては、本調査制度での工事本数55本、そのうち調査対象となった工事は47本で、工事本数に対して85.5%、失格件数については27件でありまして、49.1%でありました。12月議会でご説明しました通り、建設市場の競争激化により予定価格の3分の2を争う熾烈な結果となっております。

1点目の予定価格の3分の2という調査価格の下限をなくしてはというご意見であります。これを撤廃しますと無制限な受注競争となり、公正な取引秩序をゆがめ、建設業の健全な発展を阻害するとともに、特に工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、建設法規に基づく社会規範が守られるかどうか心配されるところであります。このような事態を心配しながら、あえて必要最小限のボーダーラインまで撤廃することは発注者としての行政責任も問われかねません。したがって、今の入札の実態を見ます限り、これらについては慎重に見守っていくことが肝要であると考えております。

2点目の低入札価格制度の対象を200万円以上の工事に制限したらというご意見であります。10月1日の本制度の導入以降、入札の実態みますと、200万円未満の工事では予定価格の3分の2を下回る失格工事件数は9件で、そのうち予定価格に対する割合が45%から50%の件数は2件、50%から55%は一件、55%から60%が一件、60%から65%が3件、65%から予定価格の3分の2までが2件でありました。参考までに、10月以降の500万円未満の工事については、42%未満が2件、42%から66%が3件、66%以上が5件であります。もし、予定価格の3分の2というボーダーラインがない場合はこれらが有効となるわけでありまして、直接工事費すら確保できない状況が推測されますことから、最低1年ぐらいは現行の500万円で行い、その結果を分析し、現行通りでよいか、あるいは改定が必要であるか十分検討し、本町には議員各位もご参画いた

だいております建設審議会がございます。業界の代表の皆さんにもご参画いただいておりますが、各般の面のそうした審議会並びに他市町村あるいは国・県の状況、あらゆる面の状況を見合いいたしながら、最終的には本町になった制度と運用を目指してまいりたいと考えております。

次に、**幣山下平線**であります。「熊坂てつ議会レポート」、これが町内にばらまかれているということでございます。見ましたら、何と幣山下平線の評価を本当はやっぱり土建屋さんのための公共工事を行うということですかね、ということで結論を出しておられるわけであります。議会の議員という立場でこういう報告をなされることに私はあえて批判をいたしません、議会の皆さんにご判断いただきたいと思いますし、あるいは町民の皆さんに冷静にご判断いただきたいと思います。やはり冒頭に必要性をお述べになりましたが、私はあえて幣山下平線の整備の必要性につきまして、正しくご理解いただきたいと思いますので、確認の意味も含めまして、ご説明させていただきます。

本路線の計画につきましては、従来からの町総合計画、これは住民参加の中でみなさんのご意見を参酌し、審議会あるいは議会、そうした最終段階を経て決定された総合計画であります。この計画の中で、角田大橋から幣山地区までの整備を推進すべきとして計画し、さらには宮ヶ瀬ダム対策住民要望として、特に半原地区のみなさん、あるいは田代地区の皆さんのための産業道路、生活利便道路として、これを当時シルクロードと、ドリ-ムロードと先般は申し上げましたが、当時はシルクロードとして皆さんに期待されて、半原から東京まで1時間、半日で小用が足りる道路を作ろうという半原の皆さんの願いを込めて、この道路の話題が行政の訴状に上ってきたわけがあります。従いまして、昭和57年国・県へ要望した経緯があります。

これらの経緯を踏まえまるとともに、本町の現在の交通体系は、中津川の左岸側、いわゆる東側に幹線道路が集中しておりますことから、交差点付近ではすでに朝夕は通勤通学の交通渋滞が発生しております。今後の交通量の増加を想定いたしますと、町民みなさんの交通環境、生活環境の整備の上でも慢性的な交通渋滞をなくしていかなければどのないと思うわけであります。

こうしたことから、中津川右岸（西側）に本路線を整備し、広域的な観点から、津久井方面からの動線、そして、半原、田代および角田地区の厚木市方面への交通量をうけもち、町内の幹線道路の交通分散を図りますこと、また農振農用地区であります尾山耕地の水田耕作者の作業の効率を上げること---今の道路では機械が入らない訳であります。そうした地権者の考えもあります。利便確保を図ることへの要請にも応えする。各般の面で整備の必要性が大変高いわけがありますことから、第4次町総合計画でありますか、あるいは都市マスタープラン（平成8年度から平成22年度まで）に位置付けをして、計画的に整備を推進することが適切であるをいたしまして、これについては各般の町民代表の皆様による会、さらに最終的には議会でも承認されておるところであります。

しかもまた、昨今の状況といたしましては、厚木市が進めております幣山下平線に直接接続します市島交差点から妻田付近の国道246号へ結ばれること。もうすでに厚木市が工事入っておるわけであります。田んぼの中をご覧になりますと、ピンヤが立っております。さらには、途中でこれが県道座間・荻野線と交差する厚木バイパス線もすでに工事に着手しておられますことなどから、中津川右岸沿いの南北軸が強化されることによりまして交通の分散化が見込まれるものであります。（「私はそういう

ことを聞いていませんが」の声あり)冒頭、不必要な話をされましたから、これをひとつ申し上げるわけであります。この必要性がますます高まっていると考えるものであります。

さらに、建設事業費につきましては、昨今、改めてと申し上げますより、いままでおっしゃっている44億円という数字はまさに口頭で伝えられた概算数字だろうと存じますが、昨今、事業費をもう少し細かい内容で推計いたしますと、32億円というふうな大幅な減額を見るにいたりました。もちろんこれは今後の用地交渉なり工事単価等の増減によりまして変更するかもしれませんが、32億円という数字が昨今出てまいりました。しかも、この事業費につきましても決して一般行政を圧迫しない範囲で、特に福祉、教育等にしわ寄せは全くいたさない範囲で、余裕財源をもってこれに充てる。そして、国・県の補助金獲得に鋭意努力し、長年これが強要される道路とすれば借入金もいたして後年度の皆さんにもご負担願う、そういう意味で直接の一般財源は最小限度にして仕事をし、さらにはまた多額の費用となりますと長い年月もかかることであろうと存じますが、着々と財源の可能な範囲で仕事をしてまいりたいということで、一般行政には支障のないように、特に福祉、教育には支障のない範囲で施工してまいりたい、こんな風にも考えておるところであります。

そこで、本論の---本論というのは、先ほど冒頭で必要性についておっしゃいましたが、1番大事なことであります。**自然生態系の調査をどこへ依頼するか**ということですが、その内容につきましては、12月の議会定例会におきまして、尾山耕地内の貴重種を含む自然生態系の調査につきましては、神奈川県レッドデータ生物調査報告書を企画した神奈川県に要請させていただくとのお返事をさせていただいておりますが、今年2月8日付をもちまして神奈川県知事あてに要請したところでありす。

続きまして、**2点目の自然生態系調査の目的は何か**というお尋ねであります。本路線の事業計画につきましては、従来から自然生態系への影響を極力軽減するために、第一工区の橋梁案の採用、第2工区では事業用地による尾山耕地内の農道への影響をできる限り少なくするために現在の農道と農業用水路を利用するものでありますこと、さらには、当該耕地が本路線において分断されることに配慮した生物トンネルの設置など、環境に配慮した計画を検討いたしてきたところでありす。

このような中、尾山耕地において神奈川県レッドデータ生物調査報告書で絶滅種として位置付けられているところのオグラヒラタゴミムシが1匹確認されたものであります。このようなことから、平成12年度におきまして、町教育委員会の学芸員によりまして絶滅絶滅種として位置付けされておりますオグラヒラタゴミムシの生息分布調査を計画しているものであります。

調査にあたりましては、調査の対象地区は農業振興地域の農用地でありますことから、農地として利用することが原則でありますこと、また、池や沼あるいは干潟等ではないわけでありす。しかも原野ではなく、すべてが個人所有地であります。従いまして、地権者の方々のご了解をいただいた上で耕地内へ立ち入らせていただき、調査を実施させていただきたいと考えております。

続きまして、**3点目の町が行う分布調査の目的、ねらいは何か**とお尋ねであります。オグラヒラタゴミムシは、平成5年から7年にかけて今から6年あるいは8年前に行いました調査であります。しかも、1匹確認されておりますが、どのように分布しているかは不明でありますことから、今後の道路計画に反映させるために調査を実施するわけでありす。

次に、オグラヒラタゴミムシ以外の生物の分布確認調査の実施についてございますが、前回の調査でご質問の19種類のうち尾山耕地で確認されているものは、オグラヒラタゴミムシとモ - トンイトトンボなど7種類が確認されているようなことから、今回の調査につきましてはオグラヒラタゴミムシと同時に調査が可能なモ - トンイトトンボ、アオハダトンボ、ハネナガイナゴ、コオイムシ、これらにつきましても調査を実施させていただきたいと考えております。

続きまして、**4点目の環境審議会への諮問について**のお尋ねであります。昨年12月の議会定例会におきましてご答弁させていただいた環境審議会の中でご審議いただくことが適切であるとのことにつきましては、昨年10月に愛川自然ネットワークから提出されました尾山耕地に残された貴重な自然環境の保護・保全と、そこに生息する貴重種の保護について、8項目にわたる要望書に対する回答の中で1項目についての回答内容を説明させていただいたものでありまして、この問題については特別な委員会は設置せず、所管するとすれば環境審議会であるという趣旨でありまして、当面、審議会にお諮りするとはご答弁しておりません。これはどうぞ議事録をご覧になっていただきたいと思います。

続きまして、**5点目の専門家の意見について**のお尋ねであります。ご相談させていただきましたのは、県および本町の学芸員でございます。その内容は、昆虫類の習性、生態環境や道路構造、道路線形などについて相談しているところであります。

障害者への対応であります。これは予算の概要の46ページから50ページまでについて縷々本町の障害者対策の施策を記載してございます。いかに細かい分野についてきめ細かな施策を執行しておるかご理解賜りたいと存じますが、12年度におきましても障害者福祉全体でも2億898万9000円。こうした本町における厳しい財政状況の中でも、誠意を持って努力しておる現状でありまして、こうしたものをまずひとつご理解いただきながらご説明申し上げます。

心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められまして、この改正によりまして、障害者の自立と社会、経済、文化などの活動への参加促進を規定し、障害者の完全参加と平等を目指すことが明らかにされました。この法では対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害と定義しておるほか、障害者の福祉等に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、国においては障害者基本計画を策定しなければならないものとするともに、地方公共団体においても計画の策定に努めなければならないものとしております。また、社会福祉基礎構造改革によりまして、個人が尊厳をもって、その人らしい生活を送れるように質の高い福祉サービスの拡充を図るなど、社会福祉事業法の一部改正あるいは知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいた事務移譲が県から予定されておりますことから、これらを見ずえた障害者福祉政策が求められておるわけでありまして。

このようなことから、今後、障害者の自立と社会参加の促進による完全参加と平等の実現を目指し、現在は県の上位計画を参酌し、この施行に努力致しておるところであります。一応、今後福祉課がご案内のように老人福祉を離しまして、老人関係は一切長寿課で行います。そうしたことによって、福祉課においては余力もできることと存じます。従いまして、県の上位計画でなく、本町独自の障害者福祉施策の指針となる基本計画の策定に向けて今後検討してまいりたいと存じておるところであります。以上ご答弁申し上げます。

9 番（熊坂徹君）

それでは、再質問いたしますが、私の残り時間もあと 10 分。その貴重な時間をさきまして一言申し上げておきますけれども、さきほど町長は、私の議会レポートが町内にばらまかれておると、こういった最大の賛辞をいただいたわけです。こういった高い評価をいただいたということに関しては非常に光栄に思っておりますが、ただ 1 点申し上げておきますと、土建屋さんのための工事じゃないかというふうに結論を出しているなんていうことは全然ございませんから、これだけははっきりここで申し上げておきますが、そういった町民の声がありますよということで、大勢の町民の方のひとつの声でありますといった意味で、ちゃんと文面もそうなっているはずですから、これは議場においてきちんと訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、**入札の問題**ですけれども、先ほど町長がご説明いただいたように、調査制度と言いますと、私も各市町村の実施状況等についても調べたことがあります。せいぜい 10%、多い所で 20%が調査にかかるというのがほとんど、あるいは一桁というところがほとんどです。ところが、本町の場合は 85.5%が全部調査にかかっちゃうわけです。しかも、失格は 49.1%ですか、半分近く失格しているわけです。こういう調査制度というのは前代未聞といいますか、私も聞いたことがないわけです。その点はおきまして、ひとつ単純な疑問があるわけです。本町の場合は最低制限価格じゃないのですけれども、調査対象範囲を限定しているわけです。入札予定価格の 85%から 3分の2の範囲においては調査しますと、3分の2を下回った場合は自動的に失格ですよ。その根拠をお尋ねしたいと思えます。

なぜかと言いますと、調査制度というのは世間一般の常識ではそういった範囲を設けないというのが常識になっているわけです。実際、制度を採用している近隣で言いますと、座間市あるいは鎌倉市もそうですし、藤沢私もそうだと思いますけれども、そういうことはないわけです。逆に、何でそんな調査範囲を設けるのかと聞かれてしまうわけです。その**調査範囲を設けている、きちんとした根拠、理由**を説明いただきたいと思えます。

それにかからむのですけれども、先ほどの町長のご説明では、無制限な受注競争が引き起こされてしまって健全な状態にならないだろうということ、それと手抜き工事だとか下請けのしわ寄せと、こういったことを挙げておられましたけれども、そういった最低価格の制限を設けるということが、手抜き工事であるとか、下請けへのしわ寄せであるとか、それを起こさせないというきちんとした根拠はあるのですか。もし、最低価格を設けることによってこういったことが防止されるのであればともかく、それが防止されるという保証がない以上、こういう範囲を設定する理由自体がないんじゃないかと思えますので、この点についてお尋ねしておきます。

もう一点、非常に調査が多いということは、それだけ事務量が多いわけです。この議会において町長は「行革は永遠のテーマである」と、こういった考え方を言われております。その行革の観点からすると、そういった膨大な事務に費やされる職員の老労力というのは大変なものがあるわけです。しかも、業者の方が何とっているかという、調査はあまり意味がないと、無駄だと。結局、一番札を引いた業者が落札をすることになるわけです。書類審査ですから、提出する書類については適当とは言いませんけれども、それなりに作文されて出されるということが大いにあるわけです。そういう、ほとんど効果がない、無駄な作業を膨大な労力をかけてやっているという

ことに関しては、**行革という観点から**はどういうふうに認識されているのか、この点についてお尋ねしておきます。

それから、**幣山下平線**に関して、私の質問にまた町長はお答えにならないんです。私は**自然生態系調査の目的は何ですか**とお尋ねしたわけですが、そうしたら、町長は調査の方法についてお答えされたわけですが、私は調査の方法じゃなくて、調査の目的を聞いているわけですが、端的にいいますと、何で調査をするのですかということ、道路計画との関連はどうなのですかと、それを聞いているわけですが、調査の結果が道路計画に反映するのかどうか、道路計画とは別の調査なのか、その点をはっきり説明いただきたいと思います。

それから、諮問に関しては水かけ論になりますので、私はこれ以上申しませんが、ただひとつ、本町の環境基本条例の19条に環境審議会の規定があるわけですが、これはもちろん町長の附属機関ですが、この中に環境の保全および創造に関する基本的事項及び重要事項を審議するということがちゃんと明文規定されているわけですが、この**幣山下平線の環境問題、これは町長自身、重要事項と認識されているのかいないのか、これは重要事項であるのか、それとも重要事項ではないのか、この点についての認識をお聞かせいただきたい**と思います。

それから**障害者基本計画**についてであります、非常に期待外れといいますが、残念な内容のご答弁をいただきました。これは私が通告書に書いたとおりでありまして、いずれにしろ日程はもう決まっております。平成15年になれば障害者の事務が市町村に移管されるわけですが、それに対して障害者施策を行っていくためにはきちんとした計画が必要ですよと、これは当然のことです。その点について私があえてこういう形で通告を出しているにもかかわらず、町長からきちんとその点についてご説明ただでなかったということは非常に残念に思います。

ただ、言葉の端をとらえていうわけじゃないですけども、先ほど予算の概要を町長は説明をされまして、事細かにこんな事業まで町はやっている、ぜひこれを見てくださいというような話をされましたけれども、実は、本町の障害者サービスの案内のパンフレットがあるのですが、非常に寂しいというか、利用する気にならないようなサービスの案内を作っておられるわけですが、どんな事業があるかということに関しても、実際、他の市町村と比較されたことがあるのかどうか。比較すれば一目瞭然です。本町の障害者政策がいくら愛川町の中で行政がすごく努力しているといっても、今は、厚木市なり相模原市あるいは町田市とか近隣の自治体の情報が手に取るようにわかるわけですが、そういった福祉先進地でこういった政策がされているのかというのは、愛川町と比べてみれば、すぐわかるわけですが、それを皆さんはもう知っておられるわけですが、ですから、この点についてはぜひ前向きに取り組んでいただきたい。これは要望にしておきます。以上です。

総務部長（馬場進太郎君）

1点目のご質問でありますけれども、**失格の根拠**ということですが、3分の2を下回るということは、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、明らかに内容の調査をいたしますと、直接工事費をわってしまうという状況であります。当然採算性は確保されないという判断の中で、失格と判断させていただいておるわけであり、そういった状況でありますから、ご指摘になりましたようないろいろな工事の上での粗雑性あるいは手抜き工事、そういった心配が危惧されますということでありま

す。

それから、3点目のご質問の**事務能率上の問題**、確かにそうしたケースがありますと期間もかかりますし、時間も費やします。望ましい形ではないと考えております。いずれにしても、今の状況はし烈な競争が続いておまして、適正な応札ができていない状況である。1日も早く正常な状態に戻ってほしいと願っておるところであります。

建設部長（古座野茂夫君）

お答え申し上げます。先ほど、**調査の目的**につきましては町長からご答弁申し上げておりますように、オグセヒラタゴミムシ、これが発見されたのは平成5年から7年ということ、さきほど町長からお話がございますように6年から8年前になるわけでございます。6年から8年前にも調査されて1匹発見されたということでもありますから、そういうふうな分布が今はどうなっているのかということ平成12年度に調査をしたいということがございます。その目的は、今後の道路計画の中にもし虫が発見されれば、どうしていくのかということを検討して分ために調査をいたすわけでございます。

さらに、分布の確認調査を実施することと併せて、オグセヒラタゴミムシ以外にも実施していきたいということでもあります。重ねて申し上げますけれども、道路計画に反映させていくことのために調査をするということが目的であります。

それから、**環境審議会**の関係でございますが、こういう調査をしていく段階で環境審議会の方のご判断をいただくというようなことには総合的な町としての判断が必要であろうかと思えます。ただ単純に環境審議会に諮問するという考え方ではなくて、そういう総合的な判断の中で町が環境審議会に諮問し、ご意見をいただくことが必要であろうというようなことを判断したときに、環境審議会に諮問していくという考え方でございます。

環境経済部長（池田忠吉君）

環境基本条例の第19条の2項第3号で定められております環境の保全および創造に関する**基本的事項及び重要事項の解釈**についてでございますが、この条文の趣旨につきましては環境基本条例の改正、それから第10条で規定されております環境基本計画に基づき実施された政策の実施状況についての報告、こういったものに関する事項を想定し制定されたものであります。以上であります。

福祉課長（相野谷茂君）

熊坂議員の先ほどの質問の中で、愛川町の障害者対策が遅れているように聞こえましたけれども、現在、愛川町におきましては予算の概要書、先ほど町長からお話がありました通り見ていただければお分かりの通り、たくさんの事業を行っております。まして、愛川町においては、ありんこ作業所あるいはかえでの家、ひまわりの家ということで、直営の事業たくさんやっております。そういったことからしても、愛川町は他市町村と比べても決して遅れているとは思っておりません。

議長（田淵国夫君）

熊坂議員に申しあげます。発言時間が残り少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

9 番（熊坂徹君）

障害者のことは、私は決して遅れているという言い方はしていませんので。あまりこういったことをここで議論するつもりはないですけれども、要するに、サービスの案内、パンフレットが非常に利用者のためのものになっていませんと一例をあげて申し上げたわけで、その点はきちんとご理解いただきたいと思います。

それから、**幣山下平線の生態系の調査**ですけれども、非常に分かりにくいといえますか、環境問題について専門家の方は職員の中には多分いらっしゃらないと思うのです。結局、非常にデリケートな環境の問題を扱うだけの専門家がないというのが、まずひとつ現状なわけです。結局、総合的に判断すると建設部長はご答弁されましたけれども、いずれにしる素人判断ということになるわけです。

ですから、私が申し上げますのは、環境審議会にこういった重要事項を諮問しちゃいけないということは条例には書いていないと理解するわけでありまして、要するに、もち屋はもち屋という言葉がありますように、まず、環境の専門家の方にお預けすることができるわけです。総合的、最終的な判断というのは町の方で執行機関がおやりになったらよろしいかと思えますけれども、それ以前の作業においてはできるだけ専門家の方のご意見を聞きながらという意味で、私は環境審議会に諮問されたらどうですかということを行っているわけです。重要事項であればあるほどそういう専門的な知識、判断が必要になるわけで、今の審議会の委員さんが十分そういった生態系の専門家の方はいらっしゃらない、いうことであれば、臨時委員として何人か特別にお願いするなりして、そこできちんと環境のプロの目も入った考え方を出していただいて、町は町で執行機関としての責任がありますから、そこから判断されると、これが手順だと思うのです。

ですから、最初に素人が判断するということではなくて、すでにこれだけの問題になって、どういった調査をしたらいいか。分布調査にしても、どの範囲にするとか、どういった項目をするとか、そういったこと---先ほどの説明を聞いていますと、もうすでにアセスなわけです。要するに、計画に反映させるということになりますとこれはアセスなわけです。ですから、それは本町の最高機関である**審議会に諮問されるのが1番妥当ではないか**。また、条例の趣旨からしても、町民の皆さんもそれが1番わかりやすいのではないかと思いますので、この点は私の方からの要望に止めさせていただきます。以上です。

助役（山田登美夫君）

今のご質問の中で本町に専門家がないというようなことおっしゃいましたけれども、本町には学芸員が2名おりまして、うち1名は昆虫の専門部門でございます。